

吉備地方における古代山陽道・覚え書き

足利健亮

はじめに

わが国古代の道路といえは、七道と一括して呼ぶことができる「官道」ですら、ともすると自然発生的に通じた道であったかのように考えられ、語られる傾向がある。しかし筆者はそうではなしに、古代の官道は、巨視的なルートの設定ということにおいても、また全体の一部をなす各区间、とくに平野を通過する区間で、多くのばあい最短距離を走る直線道路が測量・建設（以下測設という）されたらしいということにおいても、共にすぐれて計画的なものであったと考えており、これまで主として畿内とその周辺における計画古道について、いくつかの考説を発表してきた¹⁾。小稿は、右の考え方を山陽道の吉備地方通過区間に適用できないかどうかを探る試論である。

もっとも、山陽道の計画性、すなわち直線区間の存在については、既に『岡山市史・古代編』（昭和三七年。以下『岡山市史』とのみ記す）の中で、石田寛氏が岡山市域および周辺部について指摘しており、それ故小稿は、ある意味では同氏の冀尾に付し、同氏の説を敷衍して、吉備全域における直線古道の復原を意図するものであるといっても

よい。

しかし古代官道の復原研究は決してそれだけで完結しない。復原の試みの過程で、あるいはその結果として明らかになる道路と条里地割・国府・国分寺・古墳・地形などとの諸種の関係は、新たな問題を示唆するし、その検討は複合的な古代景観の理解に一步近づける作用をなす。ただし現在までのところ、筆者の調査に不十分な点が多く、予察的記述や着眼点の指摘に流れがちで、全体として、復原を試みた古道に不確定要素が多々残っていることを自認しなければならぬ状態である。標題を「覚え書き」としたのはそのためであって、なお今後の再考を心がけると共に、その点あらかじめ大方の諒解を得ておきたいと思う。

一、備前国上道郡における計画山陽道の推定

『延喜式』に記載された備前国の駅家は、坂長、珂磨、高月（駅馬各二〇疋）、津高（一四疋）の都合四駅である。『続日本紀』延暦七年（七八八）六月七日条には、「藤野駅家遷置河西、以避水難、兼均勞逸」せんとして許されたことが見えるが、この時「河西」すなわち吉井川の西に移されてできた新駅が珂磨駅家であることは、まちがいないと思われる。この珂磨駅家の位置は、『岡山市史』等の通説によれば現在の熊山町松木に比定されている。根拠は今のところ「松木」を「馬継」の転じたものと解釈することのみであるが、松木集落の北西二キロメートルに「可真」と称する谷があることから、駅址は松木集落そのものではなくとも、いずれ近辺にあるとみて大過ないと思われる。

次に高月駅家址は、通説によると山陽町馬屋に比定される。このばあいも地名以外の確証はないが、「馬屋」は

「駅家」の通音であるから、少なくとも「松木」よりは駅址として確かな地名であるといつてよい。

問題は両駅をつなぐ道筋であるが、これについても、可真谷―日古木峠―下市を経る古道がそれであるとする通説がある。この通説は大筋では誤りないと思われるが、細かに見るとこれをそのまま遡らせて原初山陽道と考えることには、疑問がないわけではない。その疑問というのは、日古木峠を下って第1図のイ点に達してから口点に向かう道筋が、下市を経由する迂回路になっている事実から生じる。

イ―口間の道がかなり屈曲しているのに対して、口点からハの孤立小丘の北西縁、ニの丘陵の南東縁を縫って西南走しホ点に達する古道は、一万分の一ないしそれより大縮尺の地図上では必ずしも完全な直線をたどっているとはいえないが、二万五千分の一のスケールではほとんど直線といつてよいありようを示す。しかも注目されることは、その方位が両宮山前方後円墳の前方部を画する濠の方位とほぼ完全に一致し、且つローホ古道を仮にそのまま北東へ直進させると、イ点で日古木峠から下ってきた古道にスムーズに接合する事実が認められることである。その上、ホ点すなわち両宮山古墳の前で古道が明らかに角度を変える事実があり、この事実は摂津の淀川北岸地帯を通過する直線山陽道が継体陵古墳右前角付近で角度を変える事実と共通する。そしてもう一つ、両宮山古墳の主軸線が前方およそ一キロメートルの孤立丘陵火打山の頂上（一一五メートル）を指す事実もある。

右の諸事実は、ホから口を経てそのままイ点まで直進する計画古道が存在したこと、およびその測設が両宮山古墳との密接な関係のもとに行なわれたものであることを示唆するのではないだろうか。

さて、そうであるとするれば、両宮山古墳の築成と古道の測設との前後関係はどのように把握できるであろうか。この点について、筆者はさしあたり次のような考えを持っている。まずホ点における道の屈折は古墳があるということ

によつてしか説明できないから、計画古道の測設が古墳の造成に先行したことはいえない。次に古墳の主軸方位が仮に古道とかかわりなく、ある地点から火打山頂を見通す方法で決定されたとしよう。ところが古墳前縁線（前方部周濠または周庭帯の前縁線）は、今のところ二の丘陵の南東縁とハの丘陵の北西縁を見通す角度で決定されたと見ることが最も妥当のように思われる。そうだとすると、両者は当然直角でなければならぬから、前者つまり主軸線は結局ローホ線と無関係に決められたとはいへなくなる。要するに両宮山古墳の平面形は、この古墳が火打山頂とハ丘陵北西縁を直角に見通す一地点を前方部前中点として設計されたと見ることが妥当なありようを呈している。とすれば、両宮山古墳築造時においてローホ線は既に有意な線であつたと認めなければならず、おそらくここに既に自生的な道が通じていたものであらう。実は丘陵への南側一帯は長い間沼沢をなしていた低湿地で、条里遺構がなく、東西の異方位条里区を分ける自然的境界帯をなしていた。いかえればここは東西交通の障害をなす地帯でもあつたといふことで、事実丘陵の南を周回する道路の造成は新しく、ローホ線が最も自然な、それ故最も古い道筋であつたと認め得る。

かくして、ハ丘陵北西縁と二丘陵南東縁を縫うほぼ直線的なしかし自生的な道筋が両宮山古墳の設計にかかわりを有し、古墳造成以後にその自生的な道を直進させて日古木谷―日古木峠につなぎ、他方古墳の前面で角度を変えて、旭川の渡河点である牟佐を指向する山陽道を測設したという順序が考えられるように思う。

ところで、吉備地方の大古墳のうち、右に述べたていどの深さで計画古道の測設とかかわりをもつたと考えられるものは、両宮山古墳のほかにはない。しかも両宮山古墳が有している大規模な周濠は、造山・作山をはじめとする吉備地方の大古墳には一般に認められない異例のものであり、むしろ畿内の大古墳のありようと共通する⁽²⁾。これらの

ことは、この地方を「上道」と呼称することと合せて興味深い問題を示唆するように思われるのであるが、小稿ではその問題の追跡はひかえることにしよう。

さて、本題にもどって、イーロ直線古道が少なくとも一度は設置されたとするならば、現在の道筋にみられる迂回ほどのようなことの結果と考えるべきであろうか。結論的にいえば、それは条里地割による侵襲の結果とみなすことが可能であり妥当であると思う。

石田寛氏によれば、両宮山の北、直線距離にしておよそ四キロメートルを距てる山陽町下仁保に、約四町の間隔をおいて対置された二つの「にらみ石」と称する石標があり（うち一つは既に現存しなくなっている）、この二つの石標を結ぶ線とこれに直交する線とが、下山・長尾山以北の砂川谷における条里地割施行基線になったのではないかと推定されるという⁽³⁾。同説が成立するならば、イーロ推定古道の周辺では、北から条里地割が南下してきたことになり、その時異方位の直線古道が先行していれば耕地区画の整形を乱すことになって不都合を生み、先行古道は次第に条里の中に埋没して、道筋が条里畦畔に移る過程が考えられよう。おそらくそのような経緯でホーローイ直線古道は東端をへ点付近とする条里地割に乗り、さらにのち、市場町（下市）の成立やト付近の丘陵端への「よりかかり」によって、現在の屈曲の多い道筋に変わったものであろう。

以上、推量部分があまりにも多いが、一つの試考結果として提示してみた。

なお、第1図の範囲内にかかわる事実で、以下の記述とも関係することを、二、三補足しておきたい。第一は、およそ方二町を占めたと考えられる備前国分寺の寺域⁽⁴⁾が山陽道に極めて近接していることである。この事実は、備中の原初山陽道を考える際に再びとりあげることになる。第二は、原初山陽道が竜王山Aを含む山地の南側の平野

を知らずに、標高六五メートルの峠を含む北側の道筋をとったのは、おそらく吉井川の攻撃によって急崖が河道に接するチ付近の地形のためでなかったかと思われることである。古代にあっては、このような地形条件のところをもっとも大きな交通路上の断点となり、それ故可能な限りこのような条件のところを回避して道を通じたいことは、吉備地方だけでもなお数カ所認められる。このことも必要に応じて後述することになる。ついでながら、珂磨駅家址推定地松木の東北にも、リの北方山地を攻撃する旧河道が認められる。ただしこのばあいには旧河道が仮に古代のものであったとしても、断点にはならなかったと思われる。攻撃がチ点付近の現状にみるほど進んでおらず、山麓になお道の通過が充分可能な緩傾斜地を残しているからである。第三は、竜王山は烽を設けられた山であるという説(註)に關してである。竜王山は烽山説が確かに成立するならば、上道郡の中心部を見下し、山陽古道にまたがって(巨視的には並行して)竜王山が列をなす事実は興味深く、また重要でもあろう。しかしこの点については、小稿では省略したい。

二、福林寺繩手をめぐって

旧一宮村、現在の岡山市一宮地区内には、「馬屋上」「馬屋下」という古い地名が残っており、これらは津高駅家を第2図の辛川市場付近に比定する通説の根拠の一つになっている。

山陽町馬屋、すなわち高月駅家推定地からこの津高駅家推定地に至る道筋は、『岡山市史』によれば、牟佐付近で旭川を渡り、その右岸を南西行し、福林(輪)寺繩手から笹ヶ瀬(又点)または戸月峠を経て、富原を通過するものであったという(同書三〇四および三九〇ページ)。

とすると標高九五メートルの峠(ル)を越えねばならず、明らかに難路といってよい道筋になる。しかしこの難路を避けて津島山の南辺に福林寺繩手が作られたのであれば、なぜそのまま坊主山の南辺を経て吉備中山の北辺をほぼまっすぐ指向する道が開かれなかったのであろう。この道を仮定すると、それは富原へまわる道にくらべて短距離であるばかりでなく、最も平坦なよい道であったはずである。これに対し、福林寺繩手から富原に至るには、第1図のチ付近に似た危険箇所であった可能性はある笹ヶ瀬の隘路(ヌ)を通るか、標高六五メートルの戸月峠を上り下りしなければならぬ。それは津島山の北を東西に抜けるよりすぐれていたとは決していえない。つまり福林寺繩手から富原へまわるのは、はなはだ唐突であり、いわば首尾一貫しないのである。

そこで図をよく見ると、この福林寺繩手は、東して三野で旭川を渡り、推定備前国府域内を貫通し、各地の国府に付置されたらしい寺であることが知られている成光寺(廢寺)の前を通り、頭高山を指向する正東西古道の線にほぼ完全に乗ることに注目される。この事實は、福林寺繩手が、もともと牟佐で旭川を越えて南西走してきた原初山陽道を受取る道としてではなしに、吉備分国とそれに伴なう備前国府の設置に際して(あるいはもう少し後に)新たに設けられたところの直線道路の一部であったことを雄弁にもがたる事実といえないであろうか。

高月駅家からヨの峠を経て国府に連絡するいわば山陽道支路については、『岡山市史』も想定している。しかし同書では、福林寺繩手もその支路の一部として起源したとまでは考えられていない。

もちろん備前国府へは、三野付近で旭川を渡って立ち寄るのが通常であったろうという憶測も不可能ではない。しかしそのためには牟佐で一度、三野で往復二度、合わせて三度旭川を渡河しなければならぬ計算になる。そのばかり、両所に橋があったのなら問題は無い。ところが古代においては大河に架橋する例は稀で、多くのばあい渡船に

依った。そのことは、平安時代前期の東海道主要渡河点で、確認できる主要固定橋は勢多橋と浜名橋の二例、ほかに浮橋として富士川と鮎川（相模川）の二例があったにすぎず、残る墨俣川（尾張・美濃界）、尾張草津渡（庄内川）、三河矢作川、飽海川（豊川）、遠江広瀬川（天竜川）、大井川、駿河安倍川、下総太日川（江戸川）、武蔵石瀬川（多摩川）、住田川などの渡河は、ことごとく渡船によった事実⁽⁶⁾で明らかである。これから推して旭川に橋があった可能性は極めて少ない。まして二本の橋が並設されていたことはまったく考えられないといってよいであろう。とすれば、急用を帯びて国府に立ち寄る駅使の通行路としては、牟佐で渡河し三野でも往復二度に亘って渡河を要するところの、不安定で減速を余儀なくせられがちな道ではなく、ヨの峠を越えて国府を通過する道がとられたと見ることは、まさしく理にかなっているといえよう。福林寺繩手は、そのためにこそ作られる必要があったと思う。

福林寺繩手の起源を右のように備前国府の設置期以後に求めるといことは、いいかえればそれを原初山陽道とは認めないということである。原初山陽道は吉備分割、つまり備前国府の設置以前から存在したからである。次にそのことについて若干述べるため、辛川市場を北東から南西に貫く直線区間を見よう。

この直線道路は備前・備中の国界で屈折せず、且つ少なくとも備前の部分では里の界線をなしている。里の界線に一致することは、この線が条里施行と同時期またはそれ以前に山陽道であって、この道を基線に条里施行が進められたことをうかがわせるに足る。また、備前・備中両国界が道路および地割方位の急変点になっていないということは、分国が古道設置・条里施行に遅れるものであることを明示していると解釈できる。それ故に、この直線区間Ⅱは、原初山陽道と先の福林寺繩手との間には、「前後関係」があると認めることができるわけである。

さてそれでは福林寺繩手にかわる原初山陽道は、どこを通過したと見るべきであろうか。筆者の考えでは、津島山

の北、標高九五メートルの峠を東西に抜けるルートこそ、原初山陽道に比定さるべきものだとということになる。推測されるその道はたしかに難路ではあるが、しかし迂回を避けた短距離の道であることを再び注意しよう。実は古代に官道を設定する際、わずかに迂回すれば平坦な道を経ることができたはずなのにあえてそのようにせず、文字通り一途に最短距離を求めてけわしい峠道を上下したと認めざるをえない事例がある。有名な播磨国鶴庄条里図には「筑紫大道」の記載があつてその道の現地比定が可能であるが、その結果は播磨国府から西行した大道が迂回平坦路をとらずに、標高六〇メートルの桜峠か、またはその南の一二五メートルのけわしい峠道を選んでほぼ直進したに違いないことを示唆している。この例は国こそちがえはかならぬ山陽道の例であるだけに、吉備地方の古代山陽道を検討する際のよい参考史料になるといわなければならない。

さらに次の事実が注目にあたいる。笹ヶ瀬川上流域すなわち津高郷の展開した谷は、全体としてN12Eの方位を示す構造谷である(?)が、条里地割方位はそれと一致せず、N17Wの方位をとっている。そこで、三白峠を下って宮原廃寺址または富原矢望城廢寺址と通称される遺物散布地(『岡山県通史・上編』『岡山市史』)の南面を通る山陽道をほぼそのまま東北東へ直進させると、自然に津島山北辺の谷をのぼってルの峠を指向し、津高郷条里遺構の方位はまさしくこの方位に一致する。この事実は、三白峠からルの峠を結ぶ古道があつたために、のちその方位に従つて条里地割を施行したと解する以外に、解釈のしようがないのではないか。

右に推定したような古道と条里地割との関係は、既述の辛川市場を通る直線道路のところでも認められるし、辛川市場を北東へ抜けて標高一〇メートル以内の低い峠(ワ)で方向を変え三白峠へ直進する道とその南北の条里遺構との間にも認められる。さらに、後述する備中・備後の各地でも頻繁にその事例が認められるのであつて、それらの諸

事実を背景に、最短距離を走る最も合理的な道Ⅱルの峠を越えた原初山陽道を、筆者は想定したい。福林寺繩手を通る山陽道は、はじめ支路として起源し、のちルの峠越の道にとつてかわつて主道の地位にのぼつた道であるにちがいないと思う。

三、備中国分寺と山陽道

備前・備中国境を通過して西行する山陽道について、『岡山市史』(三〇三～三〇四ページ)には次のような記述がみえる。

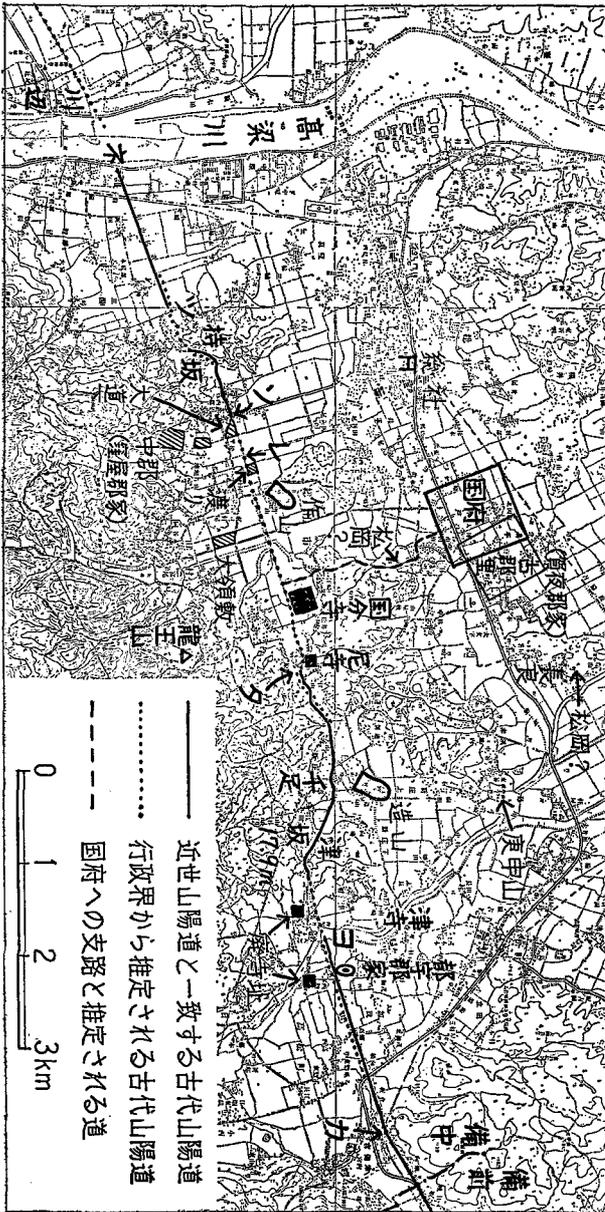
「板倉から……西南(方向)へ四里あまり走る。この山陽道は大字惣爪と大字加茂の村境であり、矢部の西方から約四五度の角度で方向変換して千足にいたり、そこから又西南へと進む。この官道は宿と上林、岡と地頭の境界線たる条里の基線に大体一致している。ここで明らかにされることは少なくとも備前・備中国境付近では古官道は条里の基線とほぼ一致しているということである。このことは条里は地割ならびにかんがい用水路の工事のみでなく、道路、交通政策であり、大土木事業であったことを如実に示している。」

ここに「宿と上林、岡と地頭の境界線」とあるのは、第3図のタ点からソ点に至る直線のこと、現在の総社市と山手村の境界になっている(レ点以西は境界と無関係)。ところで近世の山陽道は、このターソ線の一町ないし三町南を曲折しながら走っているため、『岡山市史』の右記文章中、官道が「境界線たる条里の基線に大体一致している」とある表現は、ターソ直線を古代(このばあいは即ち原初)山陽道といわんとする表現なのか、近世山陽道をそのまま遡らせて古代山陽道と考えていることの表現なのか、必ずしも明確でない。しかし前後の文章から見て、執筆の石田寛氏はターソ条里線を古代山陽道と考へ、それをひかえめに表現されたと理解できるように思う。そう理解して

よければ、これは筆者の考えと一致する。

それではターソ直線上に原初（古代）山陽道を想定する筆者の「想定の根拠」は何が。以下に列記しよう。

第一は石田寛氏の文章にもあったように、この線が長く行政界として生きてきたことである。行政界の意味すると



第3図 備中国都宇都・窪屋郡の山陽道

ころは同じ第3図のカーヨ直線、ツーネ直線を見合わせれば、一目瞭然であろう。このばあいの行政界は、いわば原初山陽道という意味の大きい線が落した影ともいべきもので、カーヨ、ツーネ山陽道は共に、影を落した原位置を移動せずに受けつがれてきた状態を示しており、ターソ間は山陽道が原位置を離れて影だけが残った状態を示している。近世山陽道の道筋がターソ直線と起終点を同じくする事実は右の解釈を助けるものであろう。ついでながら、右の解釈を援用することによって、ヨ点から津坂へむかう行政界、持坂の途中からツ点に下る行政界にも、原初山陽道を考えてみる事が可能であると思う。

第二は、条里地割との関係である。作山周辺の条里地割は、ほとんどこの盆地に局限される施行単位のもので、その方位はタの谷口と持坂への登り口(ソ)を結ぶ線を基線として施行されたとしか考えられないありようを示している。これは備前の津高郷の谷そのほかで検討した山陽道と条里地割の関係と同じである、といつてよい。

第三は、方二町の寺域を有したと考えられる国分寺および東隣の国分尼寺推定廃寺址が、共にこのターソ線に接している事実がある。備前国分寺が山陽道と極めて近接して営まれた事実は既に述べたが、山陽道諸国全体を見渡してみると、備前のように山陽道と寺地とがあるいは半町ないし一町を距てていたかとも考えられる例はむしろ例外であつて、後述する備後国分寺をはじめ、播磨・周防・安芸国分寺など過半の例が、寺城南辺に接して山陽道を通しているのである。その理由は何かということとはしばらく別にして、ともかく山陽道諸国においては、山陽道に接して国分寺を造営するいわば「流行現象」があつたと認めてよいのではないだろうか。備中国分寺の位置をターソ直線山陽道想定の一つとするのは、そのためである。この点に関しては、既に齋藤忠氏も、「国分僧寺や尼寺などの位置を見ると、当時のいわゆる大道と関連あるものが少なくな」と述べて、山陽道沿いの国分寺の例を列記して

いるが、「備中国分僧寺跡もまた北方（山陽道の——引用者補）約四町ほどである」という把握は、近世山陽道を安易に古代のそれと見たことにもとづく誤解といわなければなるまい。

以上のようにして作山古墳の南を東西走する古代山陽道が推定できたと認められるならば、藤岡謙二郎氏が想定された方八町の備中国府（○）は、山陽道の北に三里（一五町）あまりを距てて設けられたことになる。これは、備前国府が山陽道本道を離れて経営されたことと軌を一にすることであるが、実は、後述するように備後国府もまた山陽道からはずれていたと考えるのが妥当なふしがある。つまり備前・備中・備後三国では、共に国府は山陽道から離れ、後に作られた国分寺は山陽道に接していたことが窺われるのである。国府と山陽道とのそのような関係が確かなものならば、当然それは何故かという問題にぶつかることになる。分国の際、三国ともに山陽道沿いに適当な空間が得にくかったためなのか、あるいは、分国の際に三国間でそういった「取りきめ」のようなことが行なわれたのか、もちろん現状は憶測の域を一步も出ないが、興味ある考察のテーマではないかと思う。

ところで、この付近の古代山陽道に関する同時代の文献史料として、『備中国風土記』の逸文が残っている。

「備中国風土記云、賀夜郡、松岡、去岡東南維二里。歌路、有今新造御宅、奈良朝廷以天平六年甲戌、国司從五位下勲十二等石川朝臣賀美、郡司大領從六位上勲十二等下道朝臣人主、少領從七位下勲十二等蘭臣五百国等時、造始云々」（『万葉集註釈』一所収。圈点引用者）

天平六年（七三四）といえば、国分寺建立詔の七年前のことであるから、これはでき得れば右の山陽道の「想定」が誤りでないことを確認するために用いたい史料である。ところがその鍵になるべき「松岡」の位置が定まらない。そしてこの史料が引用される時には、「松岡」から「駅路」を求めようとするのではなしに、逆に「駅路」から「松

岡」を決めようとする試みがなされる方が普通であった、という状況である。

例えば井上通泰氏は『上代歴史地理新考（北海道・山陽道・山陰道・北陸道）』一八一ページで、「松岡は今の吉備郡服部村大字長良附近にや。巡覧大絵図に同処に鳥居を描きて松岡社と標せり。但長良と津寺の対岸との距離は十町に止まらじ」と述べているのはその好例で、逸文の「松岡」の遺称とみなすことも可能な神社名はあるけれども、結局は想定山陽道から測ってその適否を議論しなければならぬという状態である。それは「松岡」という地名が普遍的に成立し得る平凡な地名であるためで、やむを得ないかもしれない。実際、「松岡」は国府南郊の「緑山」あたりに憶測しても、なんら不都合はない地名なのである。

しかし、「巡覧大絵図」説とでもいへば松岡Ⅱ長良付近という設定はまったくあり得ないことなのか。少なくとも一度は検討してみる必要がある。

松岡が長良付近の丘陵であったとすると、「駅路」は東南二里Ⅱ一〇町だから、庚申山の北縁を通ったことになる。これは備前国府周辺で考えたような「支路」としてはあり得たのでないか。藤岡謙二郎氏が備中国府域を貫く山陽道を憶測しておられる⁽¹⁰⁾ことを、この意味で受けとめられないだろうか。しかし現在の段階では、右の仮定ないし憶測には少なくとも二つの難点がある。第一は、こういう国府を迂回する為の支路も「駅路」と表現されていたかどうか疑問があるということである。第二は、備前のばあいには、旭川渡河回数⁽¹¹⁾の多寡がからんで、国府域を通る支路が必要であったと考えられる根拠があったが、備中のばあいには、そうした意味の根拠が今のところ考えられないということがある。つまり国分寺付近で本道に分かれて国府との間の最短距離を往復するので充分であったと云えそうで、庚申山の北をまわる支路は、積極的には推定できないといわなければならない。

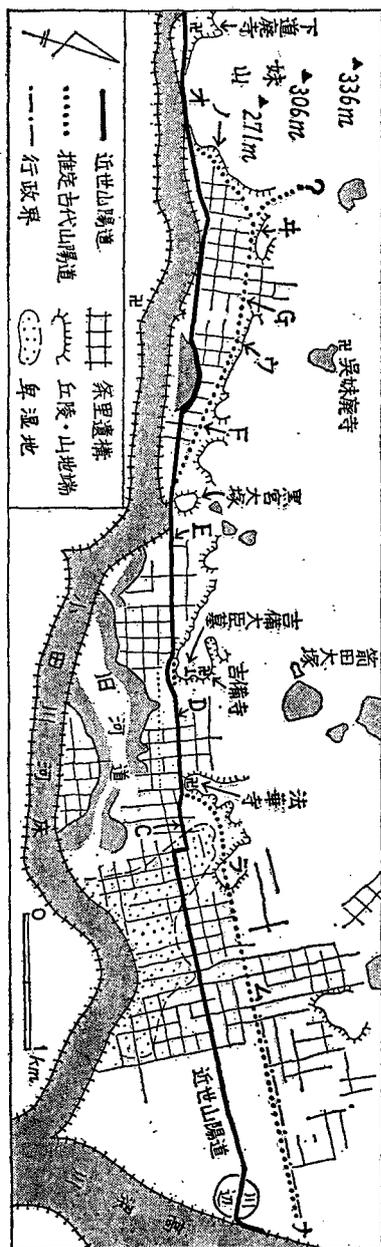
コオリ地名の存在によって推定される賀夜・窪屋・都宇三郡家の位置から考えて、賀夜郡域が既述の山陽本道に接していたと見ることは可能である。つまり国司と賀夜郡司とで管んだ「御宅」は、山陽本道沿いにあったと考えて、今のところ不都合はない。それ故、庚申山の北縁に支路を考えることはしないでおきたい。

四、備中国下道郡の山陽道と条里

高梁川を渡って下道郡に進入した古代山陽道の道筋として、筆者は第4図のナーラ直線を考えている。近世山陽道は、ナーラ線の三町南に並行して、宿場町川辺から西へ向かっているが、これをそのまま古代山陽道に遡らせて考えようとするのは、およそ次のような理由によっている。

第一に、ナーラ線が高梁川以東の古代山陽道推定線ともっともスムーズに接続する線であることを指摘しておかなければならない(第3図参照)。現在、ナーラ線上には、ム点以西に限って道があり、ム以東は単なる畦畔にすぎないが、しかしその畦畔は行政界と一致している。この事實は、高梁川以東の山陽道が各所で行政界と一致していたことを想起させるもので、この線が古来、かなり有意な線であったことを示唆している。次に、第4図上、南からラの丘端をめざして舌状にのびる「卑湿地」を描いてあるが、この卑湿地というのは、クリーク状の幅広い水路が濃密に認められる範囲を指している。要するにその部分は、一般的には交通路の通過にとって不都合の多い部分であった。ナーラ線の西延長部は、この卑湿地を回避しながら丘麓を伝って法華寺の位置する丘端(以後法華寺鼻という)に至っている事実が関心をひく。

これに対して、近世山陽道の川辺と法華寺鼻の間は、その東端において高梁川以東の山陽道にスムーズに接続し



第4図 備中国下道郡を通る山陽道とその周辺

ないばかりでなく、西端においても以西の古道との間の接続が同様にスムーズさを欠き、しかも先行地割にのっとてようやく道が設けられたと考えざるを得ないようになってきていることが、図を一見して読みとれる。道路が地割に先行したのであれば、Cの道路からDの道路へ二カ所もの屈折を経て「乗り換え」が行なわれるようなことはありえないからである。ところで、Cの道路が乗っているところの地割、すなわちラ点と法華寺鼻間の地割は、阡線方位が以西条里のそれと一致し、陌線方位は以东条里のそれと一致する変則的なもので、東および西の双方から施行が進められてきた地割の接合部であることを示唆している。つまり時間的にもっとも新しい施行になる部分であって、卑湿な地形条件を考え合わせると、古代に施行されたものかどうかさえはなほ疑わしい。かくて、その新しい地割に

のつとつた近世山陽道を原初山陽道と見ることはとうてい不可能となり、ナーラ線をもって古代の計画山陽道と見るこの蓋然性が高まるのである。

なお、川辺という集落名は『延喜式』所載の河辺駅家の名称と一致する。右に述べたところによって、現集落の位置に駅家があったとは考えられないが、いずれ高梁川右岸に近接して置かれていたことは確かなことであろう。河辺駅家はナ点付近にあったものと憶測しておきたい。

次に、法華寺鼻以西の古代山陽道は、どのような道筋をたどったと考えられるだろう。これについて、筆者は当面、法華寺鼻↓いわゆる吉備大臣墓のある丘陵の南端↓黒宮大塚のある丘陵の南端↓ウ点↓井点を結ぶ道筋、すなわちD、E、F、Gの各直線区間の連続と推考している。このうちD区間およびE区間は、それぞれ二つの丘陵端を結ぶ線で、この地区を北東から南西へ通過する道としては、この線上の道以外にありえなかったといつて過言でないと思われる。それ故に近世山陽道もこの線から動かなかつたのであろう。条里遺構は、D線とE線のそれぞれに一致して、為にいくらか方位を異にする別箇の地割区であったことを示しているが、この事実は、条里施行にあたって平野の傾斜の方向より強い規制力を持ったD、E線が既に存在していたこと、すなわち単に二つの丘陵を見通して図上に引いた線などではなく、動かし難い官道がそこに設けられていたことを示していると読めないであろうか。黒宮大塚の丘陵以西の道筋をウ・井两点經由の迂回路と想定するのも右と同様な理由による。すなわちノ点の方向へ直進する近世山陽道の線が条里施行基線であったという根拠は弱く、ウー井間に現存する道路こそ二つの丘陵の南辺を結ぶ線である故に、この地区の条里施行基線としてふさわしいと認められることになっている。条里地割と古道とが一致するばあい、右のように古道先行、条里後続と推定することは安易すぎるとの批判を受けることになるかもしれない。

たしかに一般的にはそう簡単にいえることではないが、ナーラ線の南北の地割とD線の南北の地割が明らかにくいちがう事実は、先行古道が条里地割施行の基線になったことを考える際のかなり有力な証拠といわなければならないと思う。

ところで、井点に達した道がその後妹山山塊の南をまわって西行したものがどうかは問題がある。たしかにその道沿いには下道廢寺と称する古代寺址があつて、一見極めて妥当な道筋に見えるのであるが、しかしオ点付近にみられる小田川の攻撃は著しいものがあり、たとえば古代の出水時にここを容易に通過しえたかどうかは疑わしい。つまりここは、既にも述べた交通路上の断点に数えられるべき地点で、ために、あるいは妹山山塊の北を大きく迂回して西行する道が考えられねばならないかもしれない。黒宮大塚の丘陵以西において近世山陽道より北方のウー井線が古代山陽道ではなかったかと述べたもう一つの理由は、実はその点にあるのである。

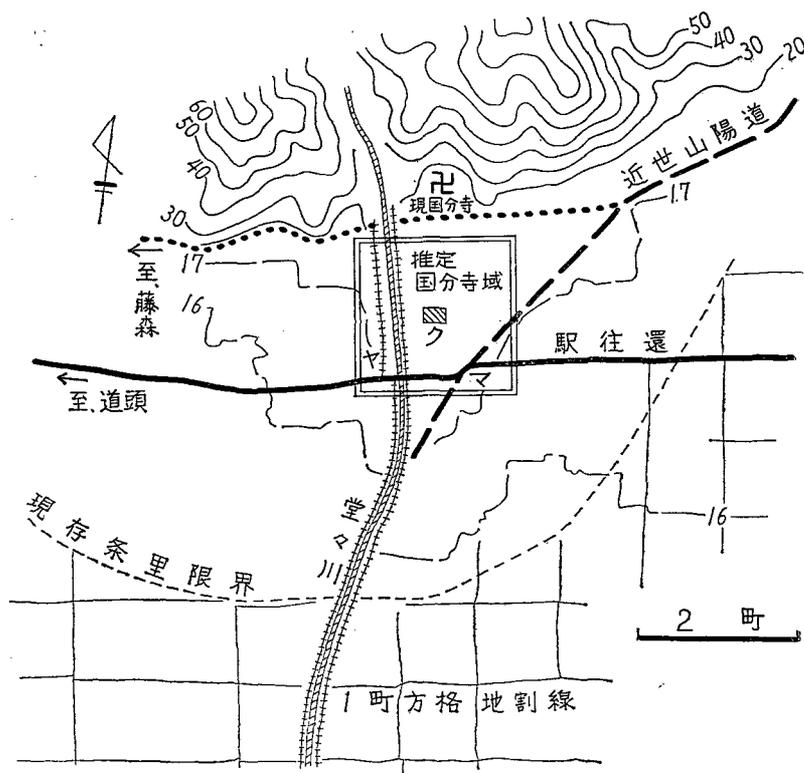
妹山とその北に続く鷲峰山の山塊の西は、小田郡となる。山陽道はその小田郡を縦断し、さらに後月郡を経て備後国へと進む。その間の道筋においても、明らかに近世山陽道とは違ふ位置を通過したことが推考できるいわば問題の部分が一、二、三あり、それらを含めて、全体としてどのようなコースをたどったかを、当然小稿で記述すべきであると思う。しかし備中国では、大同二年(八〇七)から『延喜式』制定までの一世紀あまりの間に、五駅から四駅への減省の事実があり、しかもその一駅の減省はどうやら小田郡ないし後月郡の間で行なわれたらしい形跡があつて、それらのことを含めて試みる記述はなおかなりの紙幅を費すと予想されるので、結局小稿では小田と後月郡の区間を省略し、それは駅家址の比定を中心課題としてまとめる予定の別稿(II)にゆずりたいと思う。

五、備後国分寺および条里と山陽道

『神辺町史』前巻（昭和四七年）一〇六ページには、「山陽道は東から来たって本町に入り八尋から国分寺前を経て湯野の丁屋に至り道上を西に走っていた。いまも八尋以西国分寺前までの道路を駅往還（ウマヤオウカン）と称し、名残をとどめている」と、注目せざるをえないことが記載されている。駅往還の位置は、第5図・第6図に示した通りで、条里地割に乗る直線道路である。

ところで、備後国分寺が第5図に示した現在の国分寺の南前面に造営されたことは、疑いない。原寺域四至の確定は、現在の段階ではまだできないが、昭和四七年一二月の発掘調査で、その手がかりとなる建物の基壇（ク）がみつかった。現地説明会資料⁽¹⁸⁾によれば、その規模は東西三〇メートル、南北二〇メートルに達する大きなもので、金堂址または講堂址と考えられている。一方、既往の各国国分寺研究を通覧すると、一般的に金堂が寺域の中心点を占め、寺域のひろがり方は方二町であった例が多い⁽¹⁹⁾。そこで備後国分寺の場合、仮に発掘された基壇を金堂のそれとみなし、方二町の寺域を推定すると第5図に示す範囲となる。神辺町教育委員会での聴取によれば、堂々川右岸のヤ点に礎石よりの石材の出土を見たということであり、また駅往還以南のマ付近一帯まで古瓦散布地が拡がっているというから、それらを含みこむような形で図上に画された推定寺域の妥当性はかなり高いのではないかと思う。なお、推定寺域の当否に関する微地形的調査は、堂々川の氾濫による堆積が多いため、かなり困難である。

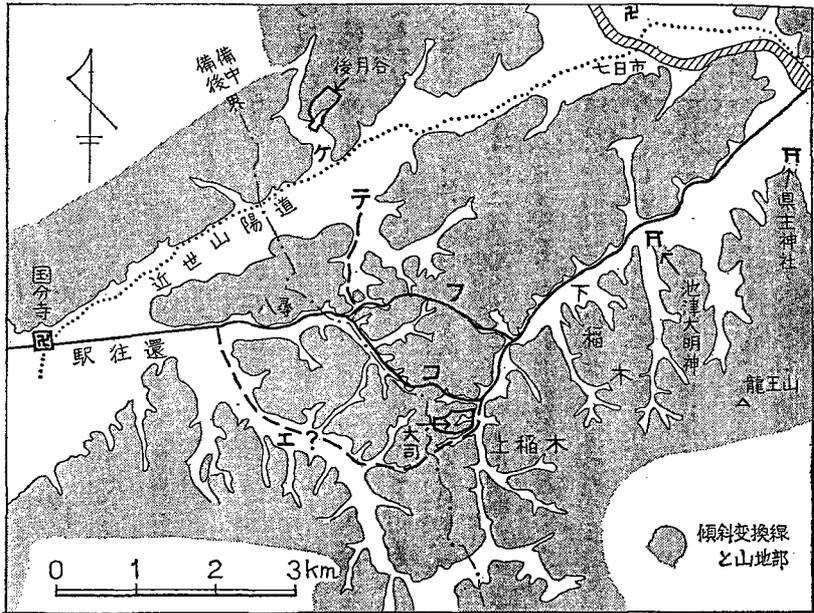
さて、備後国分寺が古代に山陽道とどのような位置関係にあったかは、備前・備中両国分寺と山陽道の関係について既に述べたところと合わせて考えるためにも、たしかに一つの問題点である。しかしこの問題について述べるため



第5図 備後国分寺域とその周辺

には、駅往還という、なかば古代的でなかば近世的な呼称を持つ直線古道が、古代駅路であるかどうかの検討が、少なくとも一度は必要であろう。

既に述べたように、『延喜式』の時代には備中国に四駅が置かれていたが、そのもつとも西寄りの駅家は後月駅家であった。その位置は、通説によれば現在の井原市七日市ということであるが、これは確かな根拠のあることではない。筆者の調査によれば、同じ井原市内の高屋地区（七日市の西方約四キロメートル）に「後月谷」というコアザがある。従ってその谷口（ケ）付近は後月駅家推定地の一つたり得るが、しかし



第6図 備中西端部の古道と備後の駅往還

そう考えると備後国分寺のすぐ西方に比定される安那駅家との距離が、三〇里という規定の三分ノ一内外という短かさになってしまうという大きな難点がある。結局、現状では後月駅の確な想定地は指摘し得ないのであるが、七日市あるいは後月谷に考えようとする立場は、近世山陽道を古代山陽道に遡らせる立場につながっている。この考えのみであれば、駅往還は遂に古代山陽道たり得ない。

これに対して、駅往還に沿って東へ谷を遡れば、フあるいはコ、ことによるとエの道筋を経て「上稲木」「下稲木」つまり稲置を地名とする地区に出、そのまま谷を下れば県主神社のある県主郷（後月郡内）の中心部を通過する。畿内王権に直結して起源したという伝統を持つ領域を抜けるこの道筋は、古代を通じての道筋であったといえるかどうかは問題があるとしても、原初山陽道であった可能性は大きいのではないだろうか。その考えにとっては、沿道

の^{おまじ}大司さんと称する祠に因む「大司」コアザの検討が一つの意味を持つてあろう。

以上、一応の検討を試みたとはいうものの、結局は一方に駅往還という等閑視しえない呼称があり、他方の道沿いに後月駅家に関わるかと思われる地名がありで、どちらが古代山陽道であったと推断できるところまでは到達しえていない。両者の間には、あるいは大同から延喜（または延長）に至る間の駅滅省に伴なう駅路の変更があったかもしれないし、ことによるとコアザ「後月谷」の南方付近からテの道筋を経て駅往還につながる道筋があったかもしれない。しかし現状ではこれ以上のことがいえないし、いずれにしても両道の一つが古代山陽道であったことは疑いないので、次にそれらと国分寺々域との關係を簡單に見ておくことにしたい。

再び『神辺町史』によれば、『延喜式』所載の備後国三駅のうち最初の駅家である安那駅は、小山池西端の「道頭」（ミチガシラ）であったとし、その証拠として、程近くの藤森から駅鈴や古剣が出土したことを挙げている（一〇六し七ページ）。ただし駅鈴出土という重要な証拠も、明治一五年刊行の『西中条村誌』の記載によるのみで、出土したという駅鈴は既に残らず、為にいくらかの疑問がないわけでない。しかしここ以西の古代山陽道推定線及び次駅推定地のありようからみて、安那駅推定地にそれほど大きな誤りはないとみてよいと思われる。

駅往還は右の安那駅推定地からほぼ正東へ向かう条里線である。この線は推定国分寺域によって断ち切られることになるから、もし駅往還が確かに山陽道であったのならば、国分寺の存続時期にはその南前面を迂回したことであろうが、いずれにせよ国分寺が駅路に接して营造されたことになる。なお国分寺域の推定が完全に正しければ、駅往還が断ち切られるという事実についてももう少し考えてみる必要が生じるが、まだその段階ではない。

次に近世山陽道の道筋が国分寺創設期前後においても山陽道であったとすれば、その原道筋は推定国分寺域背後の

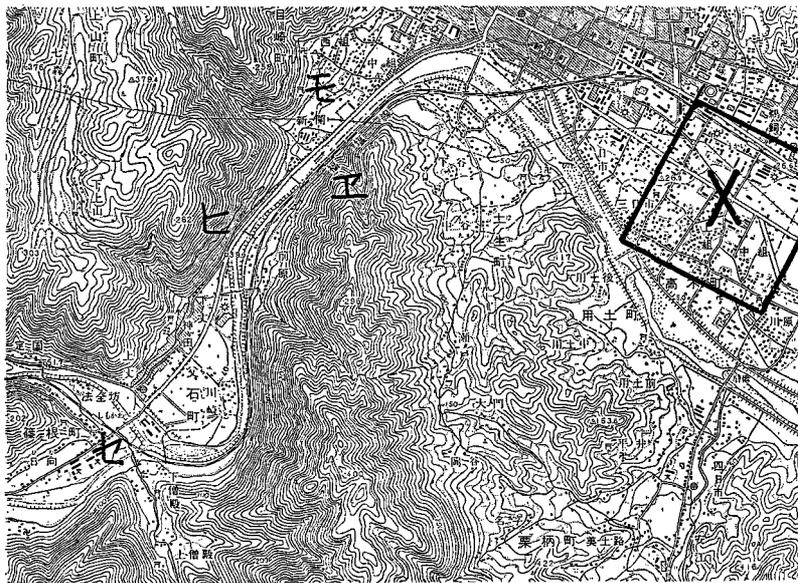
山麓をたどって駅鈴が出土したという藤森を指向したと見るべきであろう。もちろん国分寺創設と同時にその南前面を迂回することになったと憶測されるが、いずれにしても国分寺域に接して東西に抜けたことはまちがいあるまい。

備後国分寺の例を含めて、吉備三国、あるいは山陽道諸国一般に、国分寺が山陽道に接して営まれるという「流行現象」があったのではないかと先述したのは、以上述べたことによるものである。

安那駅家推定地から西へむかい、次駅品治駅家推定地である現駅家町西端の駅山最明寺故址に至る間の山陽道は、第7図に示したところでまちがいないと思われる。アおよびサの丘端、キおよびユの丘端をそれぞれ直線で結んで測設された計画官道は、備前・備中のいくつかの直線区間と同様に、条里地割の施行基線となりまた部分的には長い間行政界としても機能してきたことをよく示している。

ついでながら、キ―ユ直線古道の北方二キロメートルに位置する二子塚前方後円墳は巨大な横穴式石室を有する後期古墳であるが、西川宏氏らによれば「吉備国家を分断するために、倭政権のバックアップによってにわかにも富勢を強化した地方首長のものではないかと考えられる」という⁽¹⁴⁾。つまりこの地域は、吉備地方の中でも極めて強く中央に結びついていた地域の一つといつてよいわけであり、そのような地域を貫いて、山陽道は備後西半部の山間地帯へ進むのである。

さて、品治駅家推定地を通過してユ点に達した山陽道が、次にどの方向を指向したかということは一つの問題点である。備後国府はユ点の西北西およそ六キロメートルの府中市府川町に想定されている⁽¹⁵⁾（第7図X）。この府域の四至想定線は、厳密にはなお検討の余地があると思われるが、おおよそのところは妥当なものであろう。それ故、ユ点からメ・ミ・シの各丘端を結んで国府へ向かう道があったことは確かなことといえる。ところが、その道によって



第8図 備後国府西方の峽隘

在の三原市高坂町真良）を指向した道筋を考えようとすると、いくらか無理な点を感じざるをえなくなるのである。それは、この道だとエ・ヒ間の峽隘部を通過しなければならなかったということにかかわる。エ・ヒの周辺を地形図によって示すと第8図の通りで、河川の側方侵食（攻撃）部が連続し、地形が基本的なありようにおいて古代との間に変化がなかったと仮定すると、少なくとも四回は中規模以上の橋または渡船に依存しなければこの部分を通過できなかったことになる。つまりこの部分の通過は、はなはだ不経済であったばかりでなく、時には飛脚使に著しい減速を余儀なくさせる結果になったであろう。そのように考える時、第7図ユ点付近から芦田川の右岸に渡り、エ・ヒ峽隘を回避して御調川の谷へ出る山間の道、あるいは沿道に古代的遺物の出土が多いという、松永へむかうところの同じく山間の道が原初山陽道でなかったかを憶測する余地が生じる。もちろんこのような憶測については、大同二年（八〇七）から延喜

(または延長)に至る間に備後の駅家が五駅から三駅に減省された事実、それに伴ってなされたかと考えられる駅路変遷のを含めて今後の検討を必要とする。しかしここではとりあえず、備前・備中両国国府が原初山陽道から離れて造営されたらしいこととの比較で、備後国府もまた、はじめ山陽道と離れたところに営まれたのではないか、つまりユ点付近から南西方向へむかう山間の道が実は原初山陽道であったのではないかという大胆な予察を述べておきたい。なお高垣不敏氏は備後国分寺の南に方八町という通称の残ることからここに前期国府を想定している¹⁶⁾(第7図Y)が、方八町という地名は必ずしも国府に直結せず¹⁷⁾、従って方八町地名を最大の根拠とする備後前期国府説は採り難いので、現段階ではこれを考慮しない。

むすび

以上、はじめに述べた通り予察や憶測の多い粗略な内容に終始したが、それでも、少なくとも吉備地方の平野部を通過する山陽道に直線区間が顕著に認められることは確かめ得たと思う。また、国分寺が三国共に山陽道に接して営まれ、逆に国府は少なくともその創設の際には山陽道から離して設けられたのではないかということも、記しておいて大過ないと考える。その点の記述をしながら、筆者は、分国の際、およびそれ以後における、備前・備中・備後三国に共通するところの特異な政治的事情とでもいふべきものを、おぼろげにはあるがしかしたびたび考えざるを得なかった。と同時に、たとえば国府や国分寺で代表される諸施設の立地決定を左右したであろう主として地形的条件、あるいは駅路のルート決定を左右した地形的隘路の存否といった条件についても、より充分な予察を必要とすることを、小稿が不完全なものであるだけに考えざるを得なかった。そうしたことを含めて、当面、吉備地方の古代を

なるべく全体として復原しようとする研究の継続を約したいと思う。最後に、対象とした吉備地方通過山陽道の小縮尺ルートマップを付して巨視的な計画性に触れたいと思ったが、備中国西半部のそれについて小稿ではまったく触れ得なかったことでもあるので、それは駅家跡の推定を中心として記述する予定の別稿にゆずりたいと考える。

〔付記〕 筆者の古道研究は、京都大学の藤岡謙二郎先生の御指導ではじまった。小稿はまことに粗雑なものになったが、近く還暦の賀を迎えられる先生の日頃の御字恩を感謝しつつ草したものである。また、現地調査の折には、岡山市建設局都市計画課長補佐橋本章、山手村総務課長小野昭己、真備町総務課長堀口近礼、矢掛町総務課財政係長古角忠夫、同町総務課賦課係長妹尾功、井原市庶務課長補佐高木文史、同町総務課賦課第二係長藤井敏郎、府中市教育委員会社会教育課高田莊爾、府中市総務課庶務係長粟根育雄、同市総務課江草暁、神辺町教育委員会社会教育課長藤井泰造、神辺町建設課長諏沢周三、駅家町総務課長、同町総務課長伊藤剛ほかの諸氏に多大の御世話になり、且つ御教示をいただいた。記して御礼申し上げる。

注

- (1) 拙稿「恭仁京の京極および和泉・近江の古道に関する若干の覚え書き」『社会科学論集』創刊号、昭和四五年。「乙訓郡を通る計画街路としての古山陰道について」、藤岡謙二郎編『洛西ニュータウン地域の歴史地理学的調査』所収、昭和四七年。「交通路の発達」、『宇治市史』第一巻所収、昭和四八年、ほか。
- (2) 近藤義郎・藤沢長治編『日本の考古学Ⅳ・古墳時代(上)』の「Ⅲ、古墳文化の地域的特色、3瀬戸内」(西川宏ほか)、河出書房、昭和四一年。
- (3) 石田寛「岡山県条里の歴史地理学的研究(概報)」『岡山県地方史研究連絡協議会会報』三号、昭和三五年。及び岡山における人文地理学会第九七回例会(昭和四七年)の巡検における同教授の御教示による。
- (4) 永山卯三郎『岡山県通史・上編』、昭和五年、四二二〜四二六ページ。
- (5) 広島県立府中高等学校校地歴史部『奈良時代山城の研究』、昭和四三年。

- (6) 『類聚三代格』卷一六所収の承和二年六月廿九日官符、『延喜式』主税上、『文徳実録』仁寿三年一〇月二日条、『三代実録』元慶八年九月一日条など。
- (7) 岡山における人文地理学会第九七回例会巡検の際の、高橋達郎氏の御教示による。
- (8) 斎藤忠『日本古代遺跡の研究 総説』、吉川弘文館、昭和四三年、二二二ページ。
- (9) 藤岡謙二郎『国府』、吉川弘文館、昭和四四年、二〇六～二〇七ページ。
- (10) 同右。
- (11) 藤岡謙二郎教授を中心として行なわれつつある、全国の古代駅家・官道の復原研究の成果報告書に寄稿の予定。
- (12) 広島県教育委員会・神辺町教育委員会『備後国分寺跡発掘ニュース』第一号、昭和四七年二月(謄写印刷)。
- (13) 石田茂作『東大寺と国分寺』、至文堂、昭和四一年。
- (14) 前掲注(2)。
- (15) 豊元国『備後の国府について』、『広島県文化財ニュース』二七号、昭和四〇年、および府中市教育委員会での聴取による。
- (16) 高垣不敏『備南の条里制』、『芸備地方史研究』第二四号、昭和三三年、および神辺町教育委員会での聴取による。
- (17) 木下良『律令時代における辺境村落の類型——陸奥国の「方八丁」について——』、『人文地理』第二三卷第一号、昭和四六年。
- (補注) 図の作成に際しては、『岡山市史』のほか、注(2)、(4)、(5)、(9)、(12)、(13)、(15)、(16)の諸文献、および後神三千子『岡山平野における古代景観の復原』、『立命館文学』第二四六号(昭和四〇年)、千田 稔『古代港津の歴史地理学的考察——瀬戸内における港津址比定を中心として——』、『史林』第五三卷第一号(昭和四五年)等の研究成果を参照または一部借用した。